

総基料第219号  
平成28年11月18日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長  
富永 昌彦

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に関する講すべき措置  
について（要請）

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（N G Nにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について」（平成28年7月27日諮問第3086号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成28年11月18日情郵審第50号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

現在VNE事業者が接続している貴社のN G Nにおけるゲートウェイルータについては、10Gb/s又は100Gb/sの単位のポートのみが用意されていることから、接続事業者からの要望を踏まえ、N G Nのゲートウェイルータと接続事業者のIP網を直接接続する場合は、より容量の小さいベースでの接続にも対応するよう検討すること。

以上